

# 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 インプラント認定医制度規則

## 第1章 総則

第1条 この制度は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会定款第3条（目的）を遂行する為に、一層の専門的知識と技術を有する臨床歯科医師を育成し、地域医療に貢献することを旨とする制度である。

第2条 前条の事項達成のために特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「学会」という）は、学会インプラント認定医を認定登録するとともに本制度に必要な事業を行う。

## 第2章 インプラント認定医委員会

第3条 学会に次の事項を審議するためのインプラント認定医委員会を置く。

- (1) インプラント認定医研修施設及び教育に関する事項
- (2) インプラント認定医に関する事項
- (3) インプラント指導医に関する事項

2 インプラント認定医委員会は委員で構成され、その選出は理事会で行い、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は本会役員の任期と同じとする。

第3条 インプラント認定医委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会の会務を総括するとともに、委員会を開催する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

第5条 インプラント認定医委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

第6条 インプラント認定医委員会は、次の業務を行う。

- (1) インプラント認定医申請者の審査及び認定に関する事項
- (2) インプラント指導医申請者の審査及び認定に関する事項
- (3) 研修施設と教育項目の審査及び認定に関する事項
- (4) インプラント認定医及びインプラント指導医の更新に関する事項
- (5) 資格喪失に関する事項
- (6) その他、インプラント認定医制度運営に関する事項

第7条 委員会には必要に応じて小委員会を置くことが出来る。

2 小委員会の運営については別に施行規則を定める。

3 委員会に本会以外より相談役を置くことが出来る。

## 第3章 インプラント認定医、インプラント指導医の認定及び登録

第8条 暫定期間中にインプラント認定医またはインプラント指導医の認定を受ける者は、別に定めるインプラント認定医およびインプラント指導医に関する暫定制度施行細則に沿って受験する。暫定期間終了後については別に定める。

第9条 インプラント認定医試験に合格した者は、インプラント認定医委員会の審査と理事会の承認を経て、インプラント認定医として本会から認定登録する。

## 第4章 研修施設及び教育項目

第10条 研修施設の指定等は、インプラント認定医委員会の審査を経て理事会で決定する。

第11条 教育内容は歯周病学の基礎と臨床を有機的に結び付けた歯周病学の診断と治療、インプラントに関する学識とインプラント治療に必要な診断および治療とする。

## 第5章 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会生涯研修

第12条 インプラント認定医は学会の主催する生涯研修等に参加しなければならない。

## 第6章 インプラント認定医の更新及び資格喪失

第13条 インプラント認定医の資格は、取得後5年毎に更新の手続きを必要とし、更新のない者はその資格を喪失する。

第14条 インプラント認定医更新については別に定める。

第15条 インプラント認定医は、以下の事項に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 資格が更新されなかったとき
- (3) 認定医資格を喪失したとき
- (4) その他、理事会でインプラント認定医として不相当と認められたとき

## 第7章 規則の変更

第16条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会で承認を得なければならない。

## 第8章 補 則

第17条 インプラント認定医認定申請料・認定医登録料及びインプラント認定医更新手数料は別に定める。

## 附 則

本規則は平成25年6月25日から施行する。

本規則は平成26年6月21日から施行する。